

各指定介護サービス事業所 管理者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和元年鳥取県介護サービス情報の公表に関する計画について（通知）

本県の介護保険制度の運営については、日頃、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス情報の公表制度については、介護サービス利用者等がサービス事業者を主体的かつ適切に選択するための情報を公表するという趣旨で行われており、今後、より一層の適切な制度運営が求められていることから、平成18年3月31日付老振発第0331007号「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」に基づき、毎年、県において情報公表に係る計画を策定しているところです。

この度、令和元年度における計画を定め、長寿社会課ホームページに掲載しましたので、御承知いただくとともに、取扱いに遺漏のないよう、以下の点に御留意の上、期限までに報告をお願いします。

記

1 計画の概要

(1) 報告の対象

別表1「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧（既存事業所）」及び別表2「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧（新規事業所）」のとおりです。

なお、報告対象事業所は、前年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に100万円を超える介護報酬の支払いを受けた事業所です。

※報告に関する留意点

- ①前年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に、介護報酬の支払いを受けた金額が、100万円以下の場合、様式2「介護サービス情報公表の義務がないことの申出書」により、その状況を申し出た場合には、報告の対象としないことができます。
- ②計画期間内に事業所を休止又は廃止する場合等については、様式3「事業所の休止（又は廃止）予定に関する申出書」により、その状況を申し出た場合には、報告の対象としないことができます。

※医療機関のみなし指定事業者の取扱い

介護保険法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る同法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の場合、国保連との連携により前年度の介護報酬額を県で確認するため、様式2「介護サービス情報公表の義務がないことの申出書」の提出は不要とします。

(2) 報告の期限

既存事業所の報告は、報告対象事業所全体を4期に分けて行い、公表は報告書を審査、受理したの
から随時行います。

計画時期	報告時期		対象	
	受理開始日	報告期限		
既存事業所	第1期	9月30日(月)	10月18日(金)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	第2期	10月21日(月)	11月8日(金)	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	第3期	11月11日(月)	11月29日(金)	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護
	第4期	12月2日(月)	12月20日(金)	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
新規事業所		9月30日(月)	10月18日(金)	新規指定等の日が、平成31年4月1日から令和元年9月1日まで
		県が別途通知する日	県が別途通知する日	新規指定等の日が、令和元年9月2日から令和2年3月31日まで

2 報告方法等

報告方法は、「事業所向け操作マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)を参照して行ってください。

(1) ログイン

介護サービス情報報告システムにアクセスし、当該システムにログインしてください。

受理開始日前にログインした場合には、「登録状況確認欄」に『登録制限中』と表示されており、報告はできません。

介護サービス情報報告システム(鳥取県)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/31/>

ログインに必要なID及びパスワードは次のとおりです。

ID	事業所番号	※「31」で始まる10桁の指定事業所番号を半角数値で入力すること。
パスワード	事業所番号	

パスワードは、初期設定として「事業所番号」としてありますが、セキュリティの観点から、入力可能時期以降、早急にパスワード変更を行ってください。パスワードの保管は各事業所において責任を持って保管してください。

■「パスワードを変更したい」(マニュアルP19)

(2) 連絡先の設定

ログイン後、まずは、システム内の「連絡先設定」を行ってください。提出された報告を差戻された場合には、差戻しメールが届くため、必ず設定してください。

■「連絡先を変更したい(連絡先設定画面)」(マニュアルP42)

(3) 報告の提出

システムでは、「基本情報」、「運営情報」、「事業所の特色」（任意入力）を入力、登録することで、提出処理を行います。

■「調査票の提出方法」（マニュアルP47）

ア「基本情報」の入力

平成30年度中に、基本情報の報告を行った事業所については、昨年度の内容が登録されているので、報告日現在の内容に修正してください。

■「基本情報を記入する」（マニュアルP24）

イ「運営情報」

平成30年度中に、運営情報の報告を行った事業所については、昨年度の内容が登録されているので、報告日現在の内容に修正してください。

なお、新規事業所においては任意報告ですが、次年度からは報告が義務となります。

■「運営情報を記入する」（マニュアルP31）

ウ「事業所の特色」

都道府県への提出、審査は不要ですが、画像や動画を投稿することができますので、事業所のPR欄として活用してください。

なお、公表に当たっては、指定等基準に「事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない」と定められていることに留意するとともに、利用者等のプライバシーの侵害に当たらないように注意してください。

■「事業所の特色を記入する」（マニュアルP34）

3 計画等のホームページ掲載先

とりネット→福祉保健部→長寿社会課→介護サービス情報の公表制度→令和元年度介護サービス事業者の方の手続き
<http://www.pref.tottori.lg.jp/280157.htm>

こちらのページに「令和元年度鳥取県介護サービス情報の公表に関する計画」「報告対象事業者一覧」「各種様式」「介護サービス情報報告システム（鳥取県）ログイン画面への入り口」等を掲載しています。

4 利用者への周知及び外部の者による評価

鳥取県においては、指定調査機関による調査は廃止しましたが、サービスの質の改善のためには外部の者による評価を受けることが有効と考え、外部評価制度の導入をすすめています。

第三者評価の受審のほか、介護サービス情報公表の報告にあたって、運営推進会議やノウハウや専門性を有する指定調査機関等に確認を求めることが適切と考えていますので、積極的に活用してください。

また、自らの介護サービス情報については、事業所内の見やすい場所への掲示又は閲覧を可能にするなど、利用者等への情報提供を行ってください。

(参考)

『鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例』

『鳥取県介護保険施設に関する条例』

『鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例』

『鳥取県指定介護居宅介護支援に関する条例』

サービスの提供の項

「利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。」

(担当) 介護保険・施設担当 森

電 話：0857-26-7175

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp